

# 軽自動車税 税制改正のお知らせ



税制改正により、平成27年度から軽自動車税の税額が変更となります。また、平成28年度から環境政策の一環として、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、税額が引き上げとなります。

## 原動機付自転車および二輪車など

原動機付自転車および二輪車などの税額については、平成27年度から次のとおり変更となります。

区 分	年税額		
	平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下のオートバイ	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超のオートバイ	4,000円	6,000円

## 三輪および四輪の軽自動車

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は、新しい税額が適用される他、新規検査から13年経過した車両については、税額が引き上げとなります。なお、平成27年3月31日以前に取得した車両は、新規検査から13年経過するまでは、現在の税額が適用されます。

区 分	年税額			
	平成27年度から		平成28年度から	
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	
三輪(660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上(660cc以下)	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

## 最初の新規検査について

最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときに行われる検査で、自動車検査証で検査年月を確認することができます。しかし、初年度の検査が平成15年10月14日以前の場合は、検査した「月」が記載されていません。その場合は、その年の12月を検査年月とします。

## 【自動車検査証イメージ】 番号 00000

自動車検査証			
車両番号	交付年月日	初年度検査年月	自動車の種類
熊谷〇〇あ1234	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月	軽自動車
車台番号	乗車定員	最大積量	車両重量
ABC-123456	4人	kg	740kg

この年月をご確認ください。

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線235)

## 平成26年度 中学生の「税についての作文」受賞作品を紹介します

次代を担う中学生の皆さんから、「税についての作文」を募集したところ、行田税務署管内で5千524編にのぼる応募がありました。市内からは、次の生徒たちが受賞しましたので紹介します。

### 関東信越国税局長賞

期待に応えるために

西中2年

金野 花音

### 埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

大切な税金と支え合う社会

忍中2年

神田 優太

立派な納税者になる為に

長野中1年

杉野 彩名

未来を背負う僕たち

西中3年

永井 溪登

税について知った今

南河原中1年

細井 太心

### 行田税務署長賞

社会を支える税

南河原中3年

磯川 結香

### 行田税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞

いろいろな税金

長野中3年

西村 陵汰

### 銀賞

税の支え

長野中2年

間宮 桃香

大切な税金

長野中1年

村瀬 凜花

### 配偶者控除と働けない女性たち

西中3年

山田菜々子

### 銅賞

大切な税金

忍中1年

佐々木実穂

税金

行田中2年

門井 麗

みんなを支える税金

見沼中2年

榎本 実夢

税率アップ

西中3年

柳澤 亜衣

### 入選

税金の大切さ

行田中2年

土井 悠斗

私の考える「税金」

埼玉中3年

土井 悠斗

税への見方

太田中3年

土屋 舞衣

### 行田税務連絡協議会長賞佳作

税で保たれる良いくらし

西中2年

廣瀬 珠季

▼問い合わせ 行田税務署 ☎556-121 (自動音声案内2番を選択)

## 軽自動車やバイクなどの廃車・変更の届け出をお忘れなく

軽自動車やバイクなどにかかる税金は、毎年4月1日現在の所有者(登録名義人)に課税されます。次のようなときは、必ず届け出をしてください。

- 売買や譲渡により、所有者が変わった
- 転出した
- 車両を入れ替えた
- 所有者が死亡した
- ナンバーが付いているが、壊れてもう乗ることはない車両を所有している
- 車両を盗まれてしまい、今は所有していない

車 種	届け出に必要なもの	届け出・問い合わせ
原動機付自転車 (125cc以下のもの)	名義変更 → 新名義人の印鑑 標識交付証明書 譲渡証明書	税務課市民税担当(内線235)
行田市・南河原村 ナンバーの車両	廃 車 → ナンバープレート 名義人の印鑑 標識交付証明書	
小型特殊自動車 (農耕用トラクター など)	①検査登録事務所には ナンバープレート 自動車検査証 印鑑など ②市役所には 自動車検査証返納済証 譲渡証明書 新名義人の印鑑	検査登録事務所と税務課の両方 へ届け出が必要です ①関東運輸局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎532-8122 ②税務課市民税担当(内線235)
その他の二輪車 (125ccを超えるもの)	名義変更 → 手続きの種類により必要書類が異なりますので、届け出先に問い合わせください	関東運輸局熊谷自動車検査登録事務所 ☎532-8122
軽自動車 (三・四輪車)	住所変更 →	軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112

▶問い合わせ 同課市民税担当(内線235)